



不法投棄は犯罪です

津市内では、1年間で96件(令和元年度自治体対応件数)もの不法投棄が発生しています。近年減少傾向にあるものの、まだまだ多くの不法投棄が確認されています。特に家電4品目は、不法投棄が多く、引っ越しシーズンである春に多く見られます。みだりに廃棄物を捨てることは法律で禁止されており、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、またはその両方」が科せられます。投棄行為を見掛けたら右記の問い合わせ先へ連絡をお願いします。



不法投棄された廃棄物

見つけたら連絡を！

ごみの投棄行為に関する情報(日時、場所、投棄者の性別・人数、投棄車両の車種・ナンバー・色、投棄物など)を環境政策課または警察署へ連絡してください。

きれいで住みやすいまちにするため、不法投棄の防止にご協力ください。

問い合わせ

環境政策課 ☎229-3258

津警察署 ☎213-0110

津南警察署 ☎254-0110



不法投棄を無くすために

津市では、自然の景観を損ない環境汚染等の原因にもなる不法投棄を無くすために、不法投棄が多くみられる山道や空き地などの人目につかない場所を中心に、巡回・監視パトロールをしたり不法投棄禁止看板を自治会へ配布したりして、不法投棄の未然防止に努めています。

また、市道に不法投棄されたごみに関しては市が回収・処分を行っています。私有地に不法投棄

されたごみは、投棄者自身で処理するよう指導していますが、投棄者が不明の場合は、土地の所有者(管理者)が自らの責任でごみを処理しなければなりません。定期的な巡回や不法投棄禁止看板・柵を立てる、草刈りを定期的に行うなどしてごみを捨てられにくい環境づくりに努めましょう。



不法投棄禁止看板

家電4品目の適正な処理をお願いします

家電4品目は、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」により、処理方法が以下の3通りに決まっています。ごみ一時集積所への排出や津市の施設への搬入はできないので、ご注意ください。

処理方法

- ①家電製品を購入した店か、買い替えをしようとする店に依頼する
 - ②家電リサイクル法対象家電収集運搬業者に依頼する
 - ③郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所に持ち込む
- リサイクル料金について…家電リサイクル券センター(☎0120-319640)
運搬料金について…各収集運搬業者へ
指定引取場所について…株式会社タヤマ(高茶屋小森上野町1143、☎234-8666)



家電リサイクル法対象
家電収集運搬業者一覧



家電4品目

